

第1章 計画の見直しにあたって

第1章 計画見直しにあたって

1 計画策定の背景

- 平成2年（1990年）「社会福祉基礎構造改革」¹によって、福祉サービスが「措置」から「契約」、「施設入所」から「在宅」へと社会福祉の基本的な考え方が大きく変わりました。利用者の自己決定権を尊重するためサービス利用者と提供者との間に対等な関係を築き、利用者が自分でサービスを選択できることを大きな特徴としていました。
しかし、情報不足や周囲に相談できる人がいないなど、必ずしも誰もが適切なサービスを選択できているとは限りません。だれでも必要なときに必要なサービスが受けられる環境づくりが求められています。
- 平成12年（2000年）6月の社会福祉法の改正により、「地域における社会福祉の推進」と「福祉サービス利用者の利益の保護」が法的に明確になり、住民の積極的な参加を促し、地域において総合的なサービスが受けられる体制を整備するため、市町村において「地域福祉計画」を策定することが示されました。
- 昨今の相次ぐ災害を受けて、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省の連名により平成18年に「災害時要援護者の避難対策について」、平成19年4月に「災害時要援護者対策の進め方について」、平成19年12月に「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」技術的助言が出されました。
また、これら各省庁の動きを受け、平成19年（2007年）8月に厚生労働省社会・援護局より「市町村地域福祉計画について」が出され、災害時等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を地域福祉計画に盛り込むよう技術的助言が示されました。
- 平成20年（2008年）3月厚生労働省は「これから地域福祉のあり方に関する研究会」から、「すき間はざ間」のニーズに対応するため、自立した個人が主体的に関わり、「地域において新たな支え合い（共助²）」を確立することが求められているとの報告を受け、身近な生活課題に対応する地域での支え合いの重要性や、住民と行政の協働による地域福祉の取り組みをさらに進めていく方向性を示しています。

※ 本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に数字を付け、資料編「2 用語解説」（P47）以下で解説しています。

2 本市での取り組み

那覇市では平成17年3月に第1次の那覇市地域福祉計画を策定し、「地域健康福祉支援センターの創設」「支え合いマップづくり支援」「支え合いの輪づくり支援」「地域支え合い会議の設置」を重点施策として掲げ、推進してきました。

平成18年4月介護保険法の改正での「地域包括支援センター」の設置により、3小学校区に1つ「地域相談センター」を創設しました。「支え合いの仕組みづくり」の実践として、早くから民生委員・児童委員や地域相談センター等による「支え合いマップ」の作成や研修会の実施、「支え合いの輪づくり」などを実践し、「地域力」の向上に努めています。またさらに、一部地域においては「マップづくり」から「地域支え合い会議」を実施するまでに発展するなどの成果も見えてきました。

これまでの那覇市地域福祉計画による成果の上に、さらなる「支え合い」「支援が届く仕組みづくり」「安心安全なまちづくり」を進めていくため、具体的でわかりやすい内容を掲載し、第2次那覇市地域福祉計画を策定しました。

本計画においては、地域福祉を推進する上で重要な役割を果たす那覇市社会福祉協議会や那覇市民生委員児童委員連合会との関係を明確にしています。

これまでの国の動向

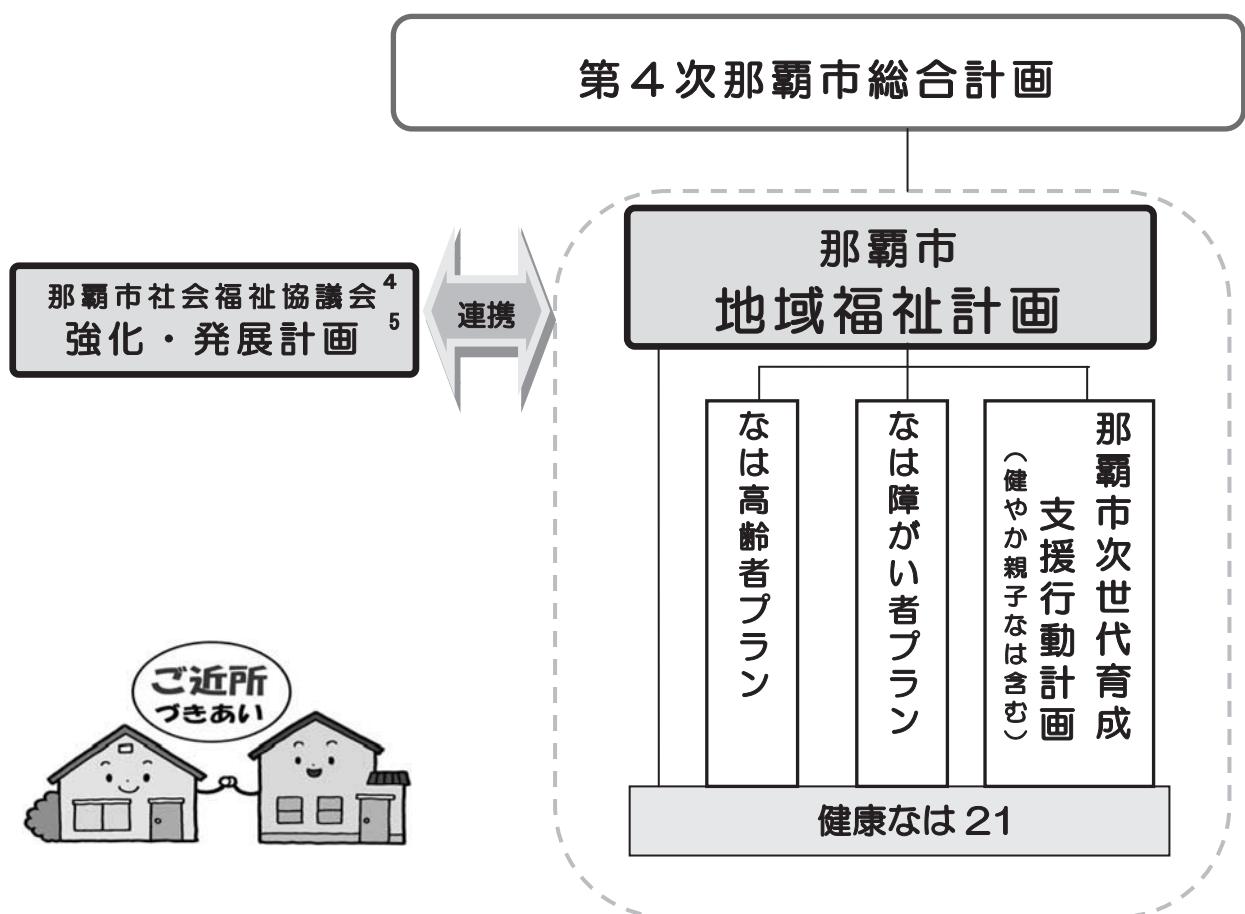
	内閣府	総務省	国土交通省	厚生労働省	地域福祉関係	社会福祉関連法
平成2年						社会福祉八法改正 「措置」→「契約」
平成12年						社会福祉法改正 「地域福祉計画」策定することを明記
平成18年3月					「災害時要援護者の避難対策について」 (府政防第233号、消防災第110号、社援発第0328001号)	
平成19年4月					「災害時要援護者対策の進め方について」 (府政防第306号、消防災第167号、社援発第0418001号)	
平成19年8月					「市町村地域福祉計画策定について」 (社援発第0810001号)	
平成19年12月					「災害時要援護者の避難支援対策について」 (府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号)	
平成20年3月					「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」 報告書	

3 計画の位置付け

那覇市地域福祉計画は、第4次那覇市総合計画³(平成20年度～平成29年度)における地域福祉の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

「なは高齢者プラン」、「なは障がい者プラン」、「那覇市次世代育成支援行動計画」等の個別計画は、それぞれ高齢者、障害者、児童・母子といった対象者ごとの保健福祉施策を主な内容としています。これに対し、那覇市地域福祉計画は、これらの個別計画の上位に位置付けられ、各個別計画に基づく施策を地域において総合的に推進するまでの**共通の理念と地域福祉に関する具体的な施策**を内容とします。

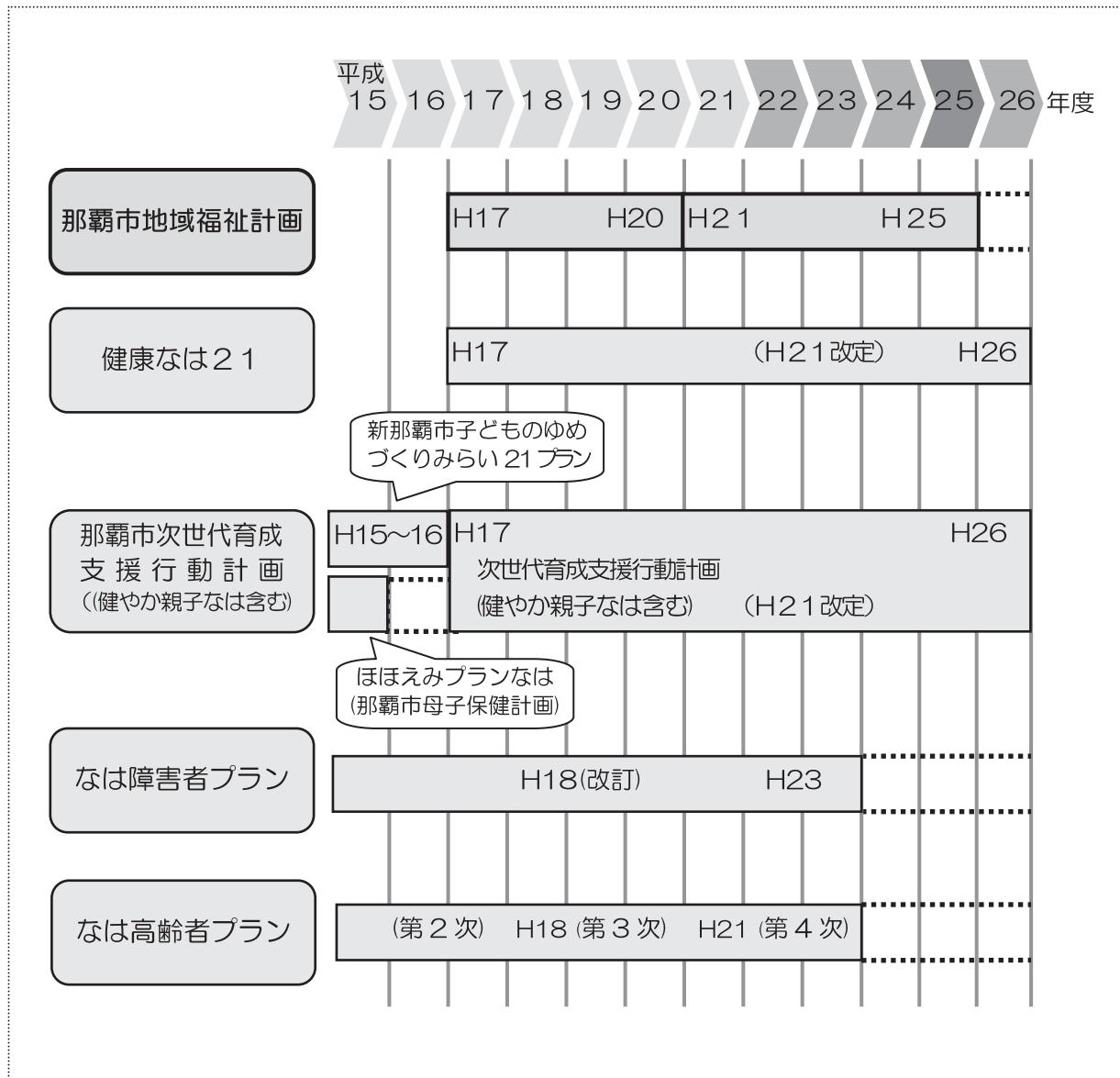
また、同じ地域福祉の施策をまとめた那覇市社会福祉協議会の強化発展計画との整合性を図っています。



◎「新 那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」と「健やか親子なは（那覇市母子保健計画）」が統合され、「那覇市次世代育成支援行動計画」になりました。

4 計画期間

計画期間は、平成21年度（2009年度）を初年度とした平成25年度（2013年度）までの5年間とします。福祉を取り巻く環境の変化が著しいこと、既存の計画との調整が必要であることを勘案し必要に応じて適宜見直すこととします。



5 計画の進捗管理

本計画の目標を達成するため、毎年の取り組み状況を確認し、進捗管理表（P39）により進捗管理を行うとともに、那覇市保健福祉医療審議会(地域福祉部会)に報告します。

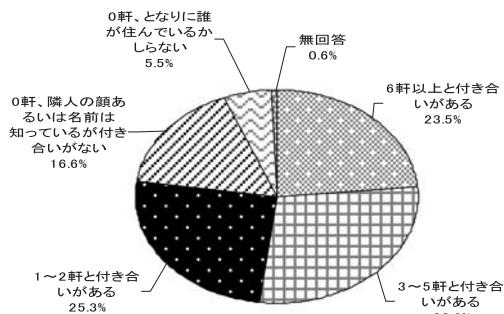
また、数字に表せない質的な評価は市民を交えて多角的に行います。

6 市民アンケート

平成20年度市民意識調査を実施しました。その中で那覇市地域福祉計画に関する項目のみ抜粋しました。

- あなたの家は、となり近所との付き合い(立ち話や挨拶も含む)がありますか。
次の中から1つだけお選びください。

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 6軒以上と付き合いがある | 2. 3~5軒と付き合いがある |
| 3. 1~2軒以上と付き合いがある | 4. 0軒 隣人の顔あるいは名前は知っているが付き合いがない |
| 5. 0軒 となりに誰が住んでいるか知らない | |

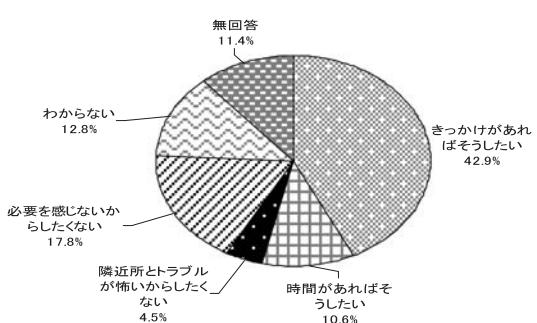


選択項目	回答数	%
6軒以上と付き合いがある	381	23.5
3~5軒と付き合いがある	464	28.6
1~2軒と付き合いがある	410	25.3
0軒、隣人の顔あるいは名前は知っているが付き合いがない	269	16.6
0軒、となりに誰が住んでいるか知らない	90	5.5
無回答	9	0.6
回答者数	1,623	100.0

3~5件と付き合っている割合が28.6%と最も多い

- 今後、となり近所とお付き合い(立ち話や挨拶も含む)したいと思いますか。次の中から1つだけお選びください。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. きっかけがあればそうしたい | 2. 時間があればそうしたい |
| 3. となり近所とトラブルが怖いからしたくない | 4. 必要を感じないからしたくない |
| 5. わからない | |

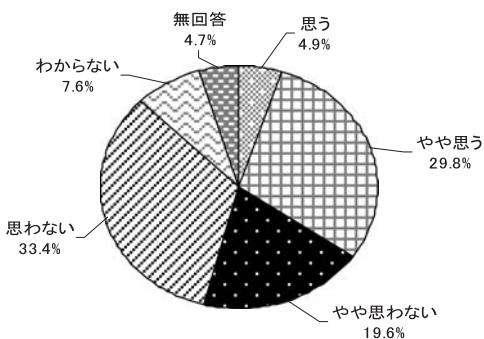


選択項目	回答数	%
きっかけがあればそうしたい	154	42.9
時間があればそうしたい	38	10.6
隣近所とトラブルが怖いからしたくない	16	4.5
必要を感じないからしたくない	64	17.8
わからない	46	12.8
無回答	41	11.4
回答者数	359	100.0

となり近所との付き合いを望む割合が53.5%と過半数を占める

- 那覇市内の道路や公園、建築物は高齢者や体の不自由な人たちが使いやすくなっている（バリアフリー化が進んでいる）と思いますか。

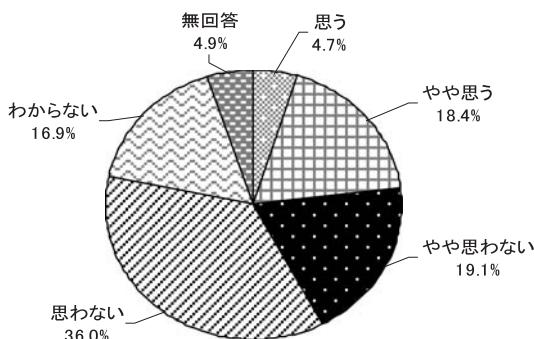
1. 思う 2. やや思う 3. やや思わない 4. わからない



バリアフリーに配慮されていると感じる人の割合は、「思う」が4.9%、「やや思う」が29.8%、合計34.7%となっている。

- あなたは、行政や民間相談機関、地域の人など「困ったときに助けてくれる（相談できる）と感じていますか。

1. 思う 2. やや思う 3. やや思わない 4. わからない



「困ったときに助けてくれるまちである」と感じている人の割合は、そう「思う」が4.7%、「やや思う」が18.4%、合計23.1%となっている。